

地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムと家庭用リチウムイオン蓄電池を新たに同時設置する人、蛍光灯設備などからLED照明に交換する人に、設置費の一部を補助します。

**対象** ①市内在住で市税に滞納がなく、住宅用太陽光発電システムと家庭用リチウムイオン蓄電池を同時に設置し、次のいずれかに該当する人▽自ら居住する住宅に設置する人(住宅で店舗などの用途を

兼ねるもの、同一敷地内の倉庫の屋根などに設置する場合も含む)▽自ら居住するため市内の新エネルギー設備等付き住宅を購入する人②市内在住で市税に滞納がなく、自ら居住する既存住宅(住宅で店舗などの用途を兼ねる場合も含む)における蛍光灯設備などからLED照明を使用した設備に交換する人

**補助金額** ①システムを構成する太陽電池1kW当たり2万円(上限8万円)、蓄電池1

円(1000円未満切捨て) ※申請は1世帯1回限りで、電話機の設置費用、付属品の追加購入費は除く

**その他** 申し込みが予算額に達した時点で終了となるため、購入前に必ず申請状況を確認してください

**申請・問い合わせ** 市消費生活センター(☎②1211内線2299)

264) 環境課(☎④2

### 住宅用新エネルギー設備などの設置に対する補助



詐欺被害などの防止機能が付いた電話機の購入に対して補助を行います。

**対象** 市税に滞納がなく、市内に住民登録があり、その住所地に居住している65歳以上の

の人

**対象電話機** 平成31年4月1日以降に購入した次の全ての条件を満たす新品の電話機▽電話の着信時に、電話の相手方に通話が録音される旨の警告メッセージが流れる機能がある▽通話内容を自動的に録音する機能がある

**補助金額** 購入費の2分の1以内の額とし、上限5000

円(1000円未満切捨て) ※申請は1世帯1回限りで、電話機の設置費用、付属品の追加購入費は除く

**その他** 申し込みが予算額に達した時点で終了となるため、購入前に必ず申請状況を確認してください

**申請・問い合わせ** 市消費生活センター(☎②1211内線2299)

### 詐欺被害等防止機能付き電話機の購入補助



### 運転免許証の自主返納を考慮してみませんか

市では高齢者の交通事故を減少させるため、運転免許証を自主的に返納した人に運転経歴証明書の交付に係る費用補助および公共交通利用券などの補助を行います。

**対象** 次の全ての条件を満たす人▷平成31年4月1日以降に運転免許証の自主返納をした人▷市内在住で自主返納時に本市の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の人

**補助**

- ▷運転経歴証明書の交付手数料の補助
- ▷公共交通利用券など(バス利用券1万円分、タクシー券5,000円分どちらか)の補助 ※1人1回限り

**利用可能な路線** 市内循環線・藤岡～上平線・三ツ木～高山線・三波川線・奥多野線

**利用可能なタクシー** 上信ハイヤー・藤岡タクシー・ロングタクシー・鬼石タクシー・奥多野交通

**使用期限** 交付を受けた年度～翌年度の3月末日

**申請期限** 自主返納時から3カ月以内

**申請・問い合わせ** 地域安全課(☎④2245)

市内在住65歳以上の人  
バスの回数券2割引き!!

バスの利用促進と高齢者の福祉向上を図るため、販売価格の2割引きでバスの回数券を購入できます。

**対象** 市内在住の65歳以上の人

**購入方法**

- ▷藤岡～上平線・三ツ木～高山線=購入証明証を車内で提示して購入してください。証明証の発行については保険証などを持って地域安全課にお越しください
- ▷三波川線・奥多野線=保険証などを車内で提示して購入してください

**問い合わせ** 地域安全課(☎④2245)

4月27日(土)～5月6日(休)は次のような対応を行います。

**■市役所**

**開庁日時** 5月1日(祝)午前8時30分～午後5時15分

**内容** 印鑑登録、印鑑証明書の発行、住民票の写し・戸籍謄抄本の発行、戸籍に関する届出書の預かり、転入・転出・転居の届出、所得課税証明書・納税証明書の発行

※休業日でも死亡届や婚姻届、出生届などの各種届出を日直で受け付けています(午後5時15分以降は死亡届・死産届を除く)。各種証明書の発行およびパスポートの申請・交付はできません

**■ごみの収集・直接搬入**

▽可燃ごみ、不燃ごみ、資源・有害ごみの収集は通常通り行います

▽清掃センターへのごみの直接搬入の受け入れは行いません

**■鬼石病院**

**開院日** ▽4月30日(休)・5月3日(祝) 内科・外科 ▽5月5日(祝) 当番医

**■公立藤岡総合病院**

一般外来は対応していませんが、継続中の治療および救急は対応します

### 補助を受けるまでの流れ

#### ①免許証の自主返納

補助を受ける前に、藤岡警察署で有効期限内に運転免許証を自主返納する必要があります。

**申請に必要なもの**

- ・運転免許証
- ・印鑑(スタンプ印不可)

**受け取るもの**

- 1 申請書類一式
- 2 申請による運転免許の取消通知書

※運転経歴証明書を申請した人は後日交付になります(手数料1,100円は補助申請後に指定口座へ振り込まれます)

#### ②補助申請の手続き

下記「申請に必要なもの」を同封の上、郵送先住所へ郵送するか、地域安全課窓口にて申請を行ってください。

**郵送先** 〒357-8601 藤岡市役所地域安全課(住所記載不要)

**窓口** 地域安全課(防災センター1階) 鬼石総合支所鬼石振興課

**申請に必要なもの**

- 1 申請書兼請求書
- 2 申請による運転免許の取消通知書の写しまたは運転経歴証明書の写し
- 3 印鑑(スタンプ印不可) ※郵送の場合、不要
- 4 振込先口座の分かる物 ※郵送の場合、不要

#### ③手数料の振り込み・利用券の発送

申請後2～3週間後に、公共交通利用券を自宅へ郵送します。交付手数料の補助は「申請書兼請求書」に書かれた口座へ振り込まれます。



### 市長コラム

すっかり暖かくなり、草木の緑、あふれる生命力が鮮やかな季節になりました。街中では桜が今まさに満開です。そして間もなくフジの花がほころび始めます。さあ皆さん、晴れた日には外に出て、春の息吹を全身で浴びましょう。

4月は若者にとって、入学、進級、就職などで新しい環境に飛び込み、挑戦を始める季節でもあります。困難な目標に対して果敢に挑んでいくこと、都会に憧れ、ふるさとを離れてチャレンジすることは、若者の素晴らしい特権です。地元で活躍する人、市外に羽ばたいた人にも、「広報ふじおか」などいろいろなメディアで明るく元気な藤岡を発信して届けていきます。市民みんなが君たちを応援しています！ファイト！

### 市有施設の一部を敷地内禁煙



健康増進法の一部改正に伴い、市では住民の健康を守る観点から受動喫煙対策の推進に努めていきます。

率先して受動喫煙対策を進

めるため、市有施設の一部を敷地内禁煙とします。施設によっては、屋外に喫煙場所を設け、「喫煙場所」の掲示をします。望まない受動喫煙を防ぐため、ご理解とご協力をお願いいたします。

**問い合わせ** 健康づくり課(☎④2808)